

要介護認定等調査業務委託仕様書

1 要介護認定等調査業務の内容

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要介護認定・要支援認定調査業務

- (1) 四條畷市（以下「発注者」という。）は、四條畷市介護保険要介護認定訪問調査依頼書（様式第4号。以下「調査依頼書」という。）により、要介護認定調査業務委託先（以下「受注者」という。）に報告書の提出期限を指定し、介護保険被保険者または被保険者になる見込みの者（以下「対象者」という。）の要介護認定・要支援認定調査（以下「訪問調査」という。）を依頼する。
- (2) 受注者はその責任において対象者と訪問調査に係る日程及び訪問先を調整し、実施する。なお、訪問調査に従事する者（以下、調査員という。）は、本仕様書第3項で定める者（取消届を提出した者を除く。）とし、訪問調査の実施にあたっては、対象者及びその立会人に調査依頼書、四條畷市要介護認定等調査員証（様式第3号）を提示する。
- (3) 受注者は訪問調査の依頼時に同封する介護保険要介護認定調査票（以下、調査票という。）に調査内容を記載し調査票の提出をもって発注者へ報告する。
- (4) 調査票の提出期限は、訪問調査依頼時に定める期日とする。ただし、訪問調査にかかる日程の都合等やむを得ない理由により期日以内に調査票の提出が難しい場合は、あらかじめ発注者の承諾を得たうえで期日を超えて提出することができる。
- (5) 受注者が調査票の記載内容に関する発注者からの問い合わせ等に対応するために調査票を複製することを許可する。ただし、複製を保持する期間は、問合せが終了した時点（概ね3か月）とし、その時点をもって複製を破棄することとする。
- (6) 受注者は、訪問調査実施状況を月ごとにとりまとめ、翌月10日までに四條畷市要介護認定等調査実施状況報告書（様式第5号）により四條畷市長に報告しなければならない。

2 委託業務の履行場所、作業用の場所等

(1) 訪問調査の実施

訪問調査は、対象者が発注者に申請した訪問先（対象者またはその調整人からの訪問先の変更依頼があった場合は変更後の訪問先）において実施する。

(2) 報告書の作成

個人情報や第三者に知られることのないよう、調査員は受注者の本所または運営する事業所等において報告書の作成を行う。

3 調査員の資格及び届出等

(1) 調査員の資格

調査員は介護支援専門員でかつ、都道府県又は指定都市が実施する認定調査員新規研修修了者であること。

(2) 調査員の届け出

受注者は調査員にかかる以下の事項を、四條畷市要介護認定等訪問調査員登録申請書

(様式第1号)により発注者に届け出ること。また、契約期間中に届出の内容に変更があったときは、受注者は四條畷市要介護認定等訪問調査員登録変更申請書(様式第2号)により速やかに受注者に届け出ること。

- ① 調査員コード(新規の届出の場合は不要)
- ② 調査員氏名・生年月日
- ③ 介護支援専門員証の登録番号、有効期間満了日(証の複写添付)
- ④ 認定調査員新規研修修了年月日(証の複写添付)

(3) 調査員の登録及び調査員証交付

- ① 発注者は様式第1号又は様式第2号(取消届出を除く。)の申請があったときは四條畷市要介護認定等調査員証(様式第3号。以下「調査員証」という。)を交付する。
- ② 受注者は調査員の資格を喪失した者の調査員証を回収し、発注者に返却しなければならない。

(4) 調査員の他の業務

居宅介護支援業務または併設の他の事業との兼務を妨げないが、いずれも訪問調査業務に支障のない範囲で行うこと。

4 義務及び遵守事項

- (1) 受注者は調査員の資質向上や業務の適正化を目的に必要な措置(研修会等の参加を含む)を講じること。特に国において要介護認定適正化事業で実施する認定調査員向けeラーニングについては、受注者は調査員すべてに受講させるよう努めること。
- (2) 調査員は、訪問調査業務を行うにあたって、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 対象者の意思及び人権を尊重し、公平かつ公正な訪問調査を実施すること。
 - ② 対象者及び利害関係者からの訪問調査業務にかかる相談及び苦情に対し、迅速かつ誠実に対応すること。
 - ③ 訪問調査業務にかかる相談及び必要な支援に関する費用については無料とすること。
 - ④ 勧誘、サービスや物品の宣伝・斡旋・販売等の営利目的の行為、現金・物品等の授受、及び宗教・政治的活動等行わないこと。
- (3) 個人情報の取り扱いに関しては、細心の注意を払い、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、四條畷市個人情報保護法施行条例(令和4年四條畷市条例第28号)及び個人情報取扱特記事項を遵守すること。